# 米国特許情報

# 特許侵害事件に係る民事訴訟において 外国法人企業の裁判地が争われた最近の興味深い CAFC 判例

2018年06月04日

# 特許業務法人 **HARAKENZO**WORLD PATENT & TRADEMARK

# 1. はじめに

TC Heartland LLC v. Kraft Foods Group Brands LLC 事件において連邦最高裁判所判決により、次のことが明確化されました。

すなわち、被疑侵害者が、裁判所管轄地区("judicial district")において、(i) 法人格を取得しているか、あるいは、(ii) 侵害行為をし且つ通常の確立した事業所を有している場合、特許権者は、当該裁判所管轄地区の連邦地方裁判所においてのみ特許侵害訴訟を提起することができます。

連邦最高裁判所は、また、特許侵害における米国内の被告となる法人企業において、"residence"は、当該被告が法人格を取得した州を意味する旨、明確化しました。

一方、上記の連邦最高裁判所判決において、下記の①及び②について、連邦最高裁判所は対処 することを差し控えました。

- ① 外国法人企業 ("foreign corporation") の特許裁判地 (外国法人企業は、いずれの裁判所管轄地区においても提訴され得るか否か)
- ② 被告が法人格を取得していない場合における特許裁判地

このような状況下で、このたび、上記①の外国法人企業の裁判地について、CAFC が興味深い判決を下しました。このことについて、最近の 2 件の CAFC 判例を参照し、以下に、詳細に説明します。

# 【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

 理
 事
 : 新井
 孝政(大阪本部在籍)

 外国専門部長
 : 岡部
 泰隆(大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

#### 【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

### 【無断複製·転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

# 【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。 是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> :http://www. harakenzo. com <商標専門サイト> :http://trademark. ip-kenzo. com <意匠専門サイト> :http://design. ip-kenzo. com

<法務部 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment <広島事務所 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。